

パブリックコメント手続において寄せられた意見等を
踏まえた指針案の変更点

該当箇所	変更点
第2 用語の説明 等	「労働者等」
第2 用語の説明	「不利益な取扱い」とは、公益通報をしたことを理由と して、当該公益通報者に対して行う解雇その他不利益な <u>取扱いをいう。</u>

(下線部分が変更点)